



久保季
述

祝詞略解



中

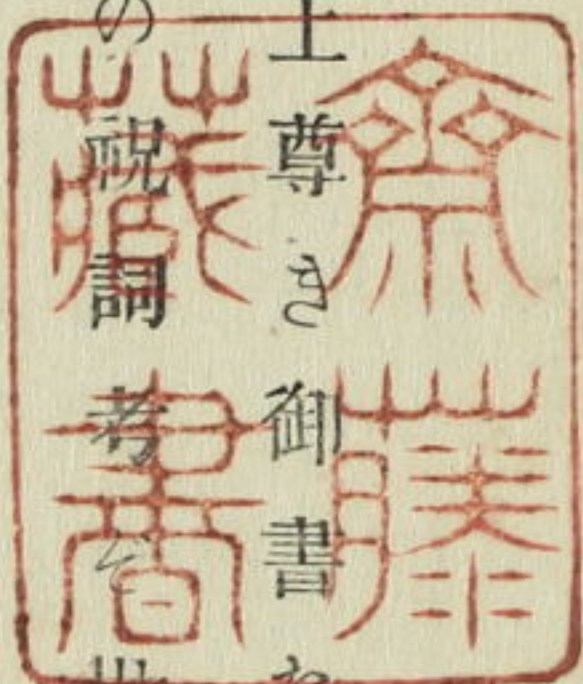
特別
イ 4
3163
166(1)



貴
14
3163
166(1)

祝詞畧解序

延喜式なる祝詞の卷の無上尊き御書なる事。縣居翁の早
く宜ひし如し。其解も大人の祝詞考考世世は優れたりける。然
れど今より讀見るに。如何ぞや思ゆる説の無さにもあら
ず。本居大人の大祝詞後釋。出雲國造神壽言後釋など。最愛愛た
けれど。只此二詞のみにて。其餘の祝詞の所々解給へるのみ
かり。祖父翁の古史傳。其餘の書に引出て解れたるも有れど。
全詞の解のあらき。ひとり鈴木重胤の祝詞講義ぞ。全き解に
有ける。然のあれども其解委委きに過て。用かき事多く。初學
の爲に中々に惑ひとある事のあるのとならき其解説も
師説を始め。人々の説を自説の如く記せるかどありて。快か
らぬ書なり。されば祝詞の解の初學の爲に便宜便宜き書り。予が



聞知れるに無かりしに。久保季茲主の略解ぞ。いと便宜き書
に有ける。主の學博く物記す事に優れたるに世に知る事
なれば今更に言はせ。一日予に言はれけるに。此略解の中に
重胤の説を多く引けり。彼人の故翁の教子あるに。師家に對
ひて禮かき事もありしかど。人をもて言を廢せと古人も言
へれば。其説を引用するを君な咎めを。さる故由もあれば
此書に序せよとあるまゝ。開き見るに。大人等乃説にいふも
更かり。人々の説を舉られ。甚よく物せられて。初學の徒の祝
詞式を讀むに。無上書といふべく。神官教導職等の祝詞を
作文らむにも座右を離すべからぬ美し書に。此略解と思ふ
まゝ。予が拙きをも忘れてかくあむ。明治十四年二月の末
つかた氣吹舎のあろし平田胤雄

祝詞略解の首に記す

延喜式に載られたる祝詞どもを掛卷も畏き神魯岐神漏美
命以て皇御孫命に事依り給ひし天津祝詞之太祝詞を本と
して次々傳へ來しものにて甚も貴く愛たき詞どもあるこ
と今更に云ふべくもあらむ。然るに中世には皇國の古文を
知る人無りしかば殊にめで貴む人も聞えざりつるを岡部
翁の此が考をもつてせられしなむ最も貴き功なりけるされ
ど其説いと麗く今より見れば違へりと覺ゆることも少な
からむ。本居翁の大祓まゝ出雲國造神壽の後釋いと委し
く愛さければ。其二の詞こそあれ他の詞どもに唯少かづ、
説れたるのこゝろいと飽きなむ。近き頃鈴木重胤の講義
と云ふもの出來て此は甚委しき解さまなるに云ふまでも

なく其説も愛さきが多かりと見ゆれど百葉許りある卷の二十六卷ありて容易の讀渡し難くとも本文に拘らぬ事ども、多く中よりは委しく珍らかかるゝ過て以何ぞやおほゆる説の無に非せ殊に世よいと罕かるものにて志ある人も見ることに能はざ凡てかくさまの書の初學の徒よの便宜らぬものなればいかで簡易に記し出せばやと思ひ起して聊の閑暇もとめて筆採初つるなりけり故其躰裁はまづ考の説を主と舉げ其違へる事足らざる事は後釋講義また古事記傳古史傳を始め何くれの書ともより抄出て固より初學の爲なれば務めて穩かる解し従ひ一ふし珍しと覺ゆる説の耳新しく異やうあるの取らざまた本文よさらも拘らぬこと凡て省きて唯文意の大略の通るを要とせり

一本文の總て祝詞正訓に據れり斯て全文を舉むも所狭ければ其注解すべき句の之掲たり正訓と引合せ見るべし
 一引用の書とも多くの畧きて舉たれば其例を左に標す

- 考 祝詞考 岡部眞淵
- 後釋 大祝詞後釋同附錄 本居宣長
- 講義 出雲神壽後釋 同
- 後々釋 祝詞講義 鈴木重胤
- 執中抄 大祝詞後々釋 藤井高尚
- 記傳 大祝詞執中抄 近藤芳樹
- 史傳 古事記傳 本居宣長
- 史徵 古史傳 平田篤胤
- 史徵 古史徵 同

此外の大凡全き題號を舉たり但し日本紀を紀古事記を
記とのみ載せり
一所々愚考をも舉たるよ今按と記せり
一略解を以て名としたりるければ本文に用かきことひ多く
ひ省けりされば原書と違へるよ似たる所もあるべきを
見む人怪むこと勿れ

明治十一年六月の初め記す

久保季茲

祝詞略解一之卷



久保季茲 編輯
吉岡徳明 校訂

祝詞 考云是をこゝにそ乃里刀其登と云ふかり古事記よ
天津兒屋根命布刀詔戸言禱白また萬葉八に奈加等美乃
敷刀能里等其等伊比波長倍かど有を以て知りぬたゞ乃
里刀とのと云ふの略言かり大祝詞よ天津祝詞乃太祝詞
事乎宣禮と有は重ね云ひて文を飾る故よ上を略き云ひ
また事と言とは古へ相通せし書くこと萬葉に多し字よ
泥むこと勿れ伊勢神嘗祭よ太祝詞辭とも書たり○後釋
云能理刀碁登の宣説言なり能流と云ふ言は廣くして上
へ申はにも下へ云ひ聞えよもつかふ言あるを詔字宣字

など上より下へ云ひ聞は方よつきて當るものあり必
ぎ詔宣かどの字よ泥むべからぎ斗久も同ト事にて上へ
申はよも下へ云ひ聞はにも用ふる言かり是も説の字よ
泥むべからぎかくて能理登碁登の神よ申す詞なり○講
義云祝詞とい皇御孫命を天降し給ふ時に親神漏岐神漏
美命の詔命を以て天下の大御政を知食し敷行ひ給はむ
規則を授け傳へ給へるを因據として今其事を物し給ふ
よ就て皇神等よ申させ給ふ詞といふ義なる事祈年祭
詞に高天原爾神留坐皇親神漏岐命神漏彌命以天社國社
登稱辭竟奉とありて其結文よ故皇吾睦神漏岐命神漏美
命登云云稱辭竟奉久宣とあるよて知られたり凡て祝詞
り自ら神に申すと人に宣て神を祭らしむるものどあり
然れば此祈年祭月次新嘗等の詞の如きは人に宣て神を

祭らしむるおて天皇の詔詞なるを神主祝部は其を承り
て其詞を神に申す詞に取成して傳へ申すなりさて祝詞
とは皇祖神等の詔たまひし詔命を承りて即ち其を規則
として祭おまれ政おまれ物する由おて其詞をさして祝
詞言とは云ふなりけり

祈年祭考云登志其比乃万都里と唱ふ年とは五穀の中に
専ら稻を云ふ初春よ種子を水に浸すより冬取るまで一
年を経る故かりさて二月四日よ祭らる令よ仲春祈年祭
義解に欲令歳災不作時令順度即於神祇官祭之故云祈年
○講義云此祭の起元の高千穂宮の大御世よりぞ物し給
ひけむ何を以て云ふとからは天社國社と稱辭竟奉給ふ
事ハ天皇祖神の詔命よ依らせ給へる由この詞よ見えた
る如くなればかり徳明云考に祭の日其式などは後に定
くなる○今按に此祭の儀の大凡ハ二月四日の平旦よ幣

物を神祇官齋院に奠き百官神祇官に集ひ神部諸社の祝部等を引て入り中臣祝詞を宣り此に載たる詞祝部等稱唯す諸司手を拍つこと兩段さて神祇伯幣帛を頒てと命し忌部神祇の少史なり大案の左右に立ち次第に巫及び祝部等を呼て幣帛を頒つ但し大神宮の幣物は別の案委しく儀式神祇令かどを見るべし

集侍

考云此訓儀式に大被處爾參集

讀目末爲字

とあるを

おもふよ今此に集侍と書たれば宇其那波里波牟倍留と訓べし○後釋云右の儀式の訓註に依て集侍の二字を宇古那波禮留と訓べし古の清濁はいかゞあらむ詳ならむ今姑く清て讀べし凡て何れの言も清濁の詳からざるを姑く清て讀べきなり古言の濁音少ければなり○執中抄

云うごなはれるとは百千の人の正しく立並ひていと靜し群りさるがさすがは其頭の少しづゝ動くさまを云へる詞にてうごの動かりかはれるは万葉集に疊有青垣山とあるなはると同言にて立並ふを云ふ詞なり

神主祝部等

考云神主を其神に親しく仕奉る人あり祝部

は其社の事を執る人なり社によりて神主と祝部の在ありまた神主即ち祝部を兼祝部また神主を兼るもあり三代格に其事の定め見ゆ○講義云祝部を神主に次て其社の事を取る人ありされは侍在の義あるへく云々神主は社事を總べ主りて其任重ければ常には祝部をして其本社に令侍て御供以下の物を調進し親しく侍る義あるべし

諸聞食止宣 考云聞食とは聞給へと云ふも等しくて食も
給も共し物を心によく得るよとを云へり○後釋云諸も
上し屬て訓べし古事記し天神諸かどあるが如し宣は能
留と訓べしのたまふと訓は非なり此の中臣の自ら云ふ
言にて俗言し申聞すと云ふ意あり○講義云儀式に中臣
進就座讀祝詞とある是かり今祈年祭を行はるゝ爲し神
主祝部を諸國より京し召上せ給ひ神祇官にて齋部の仕
奉れる幣帛を諸社し斑ち奉らしめ給ふとして先づ神主
祝部を呼立て天皇の詔詞を承はれと中臣の云ひ聞しむ
るあり宣といひて朝廷の御規定の隨に受賜は
唯神主祝部等稱考云祝詞の文の一段訖る毎し唯と申すを
云ふ右の集より此所まで先づ告る言のし本文は左に

あり○講義云此より次々ある祝詞ともし云々と宣とあ
る所何れも稱唯する詞ぞと云ふ事を教へ給へる者あり
高天原爾神留坐 考云天は高ければ多可安麻と云ふを安
を略きて多可麻と云ふの音便かり原の野原河原など云
ふ原と等しく廣く平かあるを云へり神留の續日本紀の
宣命し神積とあるに依て加牟都麻理と訓べし○後釋云
神留の神の神集神議かどの類して凡て神の御上の事に
云ふ言なり古への加牟と慥し唱へしことあるをかんと
撥て讀の後世の言して正しからざ凡てんと撥る言の上
代にの無りしなり又神を加牟と云ふの木を許某稻と伊
那某船を布那某と云ふ類して上しある時言の轉る格か
り都麻流の即ち留るかり今の俗言に物の滞りて行通ら

ぬ事をつまると云ふも留る意にて同ト○講義云高天原
爾神留坐とて全世界に神靈の充塞り御在るおとを顯明
より幽冥に取分て申せるあり因て思ふお都麻利は鎮お
の其一所を其と標的て狭さを都麻利
の甚大に汎廣く集り盈るの義なり
皇睦神漏岐神漏彌命以考云皇の統と云ふことにて天を
統知坐を皇大御神と云ひ國を統知坐を皇大君と申す尊
言なり睦の天皇の皇祖神たちなれば御親みの由あり○
後釋云皇の須賣良賀と訓べし睦の牟都云云と下に屬く
言なり是を昔より皇睦と續けて須賣牟都と訓來れるの
あるべき語は非ぞ下詞は皇吾親神漏岐命神漏彌命云云
出雲神壽詞に親神魯岐云云孝徳天皇紀は今我親神祖之
所知穴戸國中云云是等を以て睦の下に屬て讀べきこと

を知るべし○講義云皇睦の皇御孫命の御祖と申す義を
り神漏岐神漏美の上在君上在女にて古語拾遺は謂ゆる
神魯岐の高皇産靈神神魯美の神皇産靈神にて全世界に
有ゆる八百萬千萬神の最上貫首の神たる由なるが汎く
男女の皇祖からぬ神をも尊とて然申せり○考云此所の
二の命を崇めて申す命は非ぞ詔命あり○後釋云命以と
は詔命を以て仰せ付らるゝを云ふ此言下の止事依奉支
と云ふへ係れり○講義云神漏岐命と神漏彌命とに因て
かり命の詔命の義あるが重複れるも誤からむ結句は神
漏岐命神漏彌命登稱辭竟奉とあるを合せて知べし同し
二つ復て云ふも
古語の一搭なり
天社國社講義云天神社國神社と云ふ意あり如此天神社

國神社と稱辭竟齋祀り給ふことハ皇祖天神ニ依れりと
なり神代紀ニ高皇產靈尊勅曰吾則起樹天津神籬及天津
磐境當爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降
於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉とある此事と通えたり○考
云此祭ニ預る神等ハ京畿諸國を合せて式の時三千百三
十二座あるが中に國司の祭る二千三百九十五座德明云
考に二
千百九十九座とを除きて七百三十七座を此神祇官ニて
祭らせ給ふかり其諸國ニても此官の祭に准へく祭る由
式ニ見えたり○講義云皇御孫命の天社國社と齋ひ祭り
給ふことは諸祖天神の詔命ニ依給ふことと云ふも更
かり年中恒例臨時の祭祀の全は悉く皇祖天神の詔命にて
皇御孫命の天降坐る時ニ天下を知食さむ大御政の最第

一に授け賜ひ傳へ給ふものなること炳焉○今按ニ神
祇を齋ひ祭ることハ天下を治むる第一の事ある故ニ皇
御孫命の天降坐る時神魯岐神魯美の命以て天津祝詞乃
太祝詞を傳へ給ひ天社國社に稱辭竟奉れと令せ給ひ
おと詳ニ古史傳同徴かどと云それたり其ハ甚長けれバ
引出でむ其書どもに就て見るべし講義の説ハやがて其
を祖述せるものかり
稱辭竟奉 考云多々閑其登とそ其神の御徳を悉く言舉盡
すを云へり是が次ニ奉る種々の幣帛仕奉る人の勞を舉
るも本其皇神を崇むより出る故ニ此中に入ぬ竟ハ盡
を云ふ古言かり萬葉ニ正月立春の來たらば如此とそ
鳥梅を折つ、多努之岐乎倍米とある此を家持卿の追和

し歌に春裏之樂終者とよめる乎倍の言も共し樂みを盡すことかり○後釋云多々閑は水を湛ると同言よて満足とを意かり今世の言に海潮の満極れるを潮のたへへと云ふも同じ凡て神を祭るよの事も物をも満足はし盡し極めて申すことよて即祝詞の語是かり此祝詞にて云はゞ千穎八百穎爾云々應閑高知云々大野原爾云々などやうよ言を盡し極めて申す是稱辭竟奉るなり竟の極め盡を意なりさて神を祭るよは必き然する事ある故に稱辭竟奉と云へば頓て祭祀ことよなりて此所も天社國社と齋き祭る皇孫等と云ふ意かり餘も准へて心得べし皇神等 講義云何れの神をも尊きて如此白すかり此の天社國社に鎮座す許多の神等を取總て稱せるよて四時祭

式よ祈年祭神三千百三十二座大四百九十二座小二千六百四十座神祇官祭神七百三十七座奠幣案上神三百四座不奠幣案上祈年神四百三十三座とある此等を總て三千百三十二座の神等を天社國社と稱辭竟奉らせ給ふかり然れば皇神とは必きしも天皇の御祖と申す意にあらざ尊稱と知るべし

今年二月 考云二月四日なり○講義云二月も田の業を始むる月なれば先づ此御祭を行ひ給ひ其業を起す由なり御年初將賜登爲 考云年の稻なり初とは此時種子を漬け田をも耕し初むれば初とも云ふべし○講義云此は百姓の業あるを天皇の初め給ふ由よ宜へるの此大地は天皇の御國と皇祖天神の附與し給ふ中よも殊に此水穗國

は天皇の御食國と定め給へれば山川田野悉皆天皇の御
有なるを天下の百姓に頒ち預らしめ給ひ稻穀もまた皇
祖天神より天皇に授け進らせたる物あるを天下に頒ち
作らしめ給ふなり是を以て御年初め給ふと天下百姓の
作業を大御自らの任として祈白させ給ふなり恐しども
辱しども遍き御惠の尊さは言も意も及ばざり初に或
祈の誤にて御年祈ならむと云へり然も有ぬべしと云は
きたる此或人は何なる無識の人なりけむ見道し難き曲
也説○今按に出雲本に引る貞享本と云ふは祈と作る由
おれば或人の言も據無に非ざ然れど講義の説宜しくお
ほゆれば其に從ふべし

皇御孫命 考云日子穗能邇々藝命より同じ日嗣知食を大
御次よませば今の天皇をも御孫命と申し奉れり○後釋

云御孫を美麻と訓ことと續紀十五の歌に美麻乃彌已止
とありさて爰の御孫命の邇々藝命を指て詔ふかり是よ
りして御代々々の天皇何れをも如此申せる御事あり○
史傳云須賣の天皇命皇神などの須賣と同トく美麻の御
眞子を略ける言よて麻那古と云ふも同ト万葉十九に霍
公鳥を詠る歌よ古への語繼つる鶯の宇都之眞子可云々
とあり此の九卷に人からは母之最愛子ぞと詠ると同ト
く愛親しみ稱する語なり故皇美麻命と申すは天忍穗耳
命の御事を詔給へるが始よて大御神の日嗣を知食す御
代々々の天皇命の大御名とかれり

宇豆能幣帛 考云宇豆の嚴しく大なる義なり神代紀に珍
子珍此云ニ神武天皇紀に珍彦此云ニ宇大殿祭詞に皇吾宇都

御子また万葉に皇^{スメ}朕^{ヲアガ}宇頭乃御手などあるを合せて知るべし^ミて^ミく^ミら^ミの^ミ万^ミの^ミ物^ミを^ミ置^ミ座^ミは^ミ充^ミて^ミ奉^ミる^ミを^ミ云^ミふ^ミ○今^ミ按^ミぶ^ミ記^ミ傳^ミに^ミみ^ミて^ミを^ミ御^ミ手^ミの^ミ義^ミは^ミ説^ミれ^ミた^ミれ^ミと^ミ猶^ミ考^ミの^ミ説^ミに^ミ依^ミる^ミべく^ミお^ミほ^ミゆ^ミ講^ミ義^ミは^ミも^ミ然^ミ云^ミへ^ミり

朝日能豊逆登 考云日の出る時其日の佳時なれば必き此時を用ふとしもあらねど如此云ふなり豊の稱め云ふ詞あり逆登の下は榮登と書しに因るは榮え登る意あるを逆は借て書しと爲べし古事記は阿^ア佐^サ比^ヒ能^ネ惠^ヱ美^ミ佐^サ加^カ延^{エン}岐^キ氏^シともあれはなり

稱辭竟奉^久宣^宣 考云宣と唱へ訖る毎は神主等唯々と申すおと上に同ト下此は倣へ祝部等此時忌部の頒つ幣帛を受去て其社々へ奉りて祭をなすかり令集解は中臣宣^宣祝

詞^チ者^ハ時^ハ行^ハ事^ハ宣^ニ參^ニ集^ニ之^ニ社^々祝^部等^ニ也^ニとあるのよし義解に以^テ告^ス神^ニ祝^ニ詞^ニ宣^ニ聞^ス百^ニ官^ニと云へるの誤かり下の辭別^チ云々の條は神主祝部等受賜^ス氏^ニ云々とある幣のことの此條々にあるを總て云へるはこそあれ百官は聞しめて何をかせむ○講義云考に義解は云々と云へるの誤かりと云はれたれど式まの儀式は大臣以下諸司主典以上も參集して此を檢見する由かりされど大臣以下百官に向て宣るはあらねば稱唯せざるはこそあれさて高天原爾神留坐よりこの稱辭竟奉^久ままでの天皇より祈年祭に預り給ふ神は申させ給ふ詞なり謂ゆる皇祖天神の詔命を以て天社國社と稱辭竟奉り給ふ皇神等の御前に今年二月は御年初め給はむとして其御祈の爲は皇御孫命の珍^ツ貴^クの充座

を班ち捧け進られて稱辭竟奉り給ふとかり如斯て上に
集侍と云ふより此稱辭竟奉登久宣と云ふまでの詞の其事
を行ふ人よ令せると其人の其神の御前よ申すべき詞と
を一つに擧たるものかり集侍神主祝部等諸聞食登宣の
宣命なり次よ高天原爾神留坐より稱辭竟奉久までの神
に奉らせ給ふ御祈の祝詞かり然るを神主祝部等よ傳へ
て申さしめ給ふが故よ稱辭竟奉登久宣と云ひ續けて此の
宣命なり如此兩事を兼て聊も紛らさしきこと無く條理
貫通りて鮮明あるの古文の妙かり此を一括にして見る
せ給ふ詔詞の如くなり何の別も無が如し然れど上の
集侍云々聞食登宣と此の宣とは神主祝部等に
しめ給ふ宣命にて申させ給ふ祝部等に
詞は稱辭竟奉久までなりと知るべし
御年皇神等考云御年神の事を下にも皇神と申すの其大

神よ向ひて崇め云ふのこ○後釋云神名帳よ大和國葛上
郡葛木御歳神社名神大月とある是かり○記傳云年の田
寄かり多與の切り登かり與世を與志とも云へる例古に
多しさて登志の穀の事なり其の神の御靈もて田よ成て
天皇よ寄し賜ふ故よ云へり田よ寄すと云ふ義に○講
義云神名式に大和國葛上郡葛木御歳神社とありて一柱
なるを皇神等とあるの必き其相殿神御在すこと著し記傳
に祈年祭よ預り給ふ諸社を總て云ふと云はれたれど諸
社に坐す神の事を及ぼして御年皇神等とは云ふ可らず
故熟思ふに御父神と坐す大年神また御子神と坐す若年
神も同じ御徳の神に坐せば御力合せ給ひて鎮り座すこ
と疑ひ無し是を以て御年皇神等と申せるなり神名帳に
聞え所は一座は如くなるも其祀る所は幾柱も並坐す例なる

依

を大三輪社鎮座次第に大己貴神少彦名神坐す由云へり此餘多かり

志奉牟考云與左志の神魯岐の御孫命は水穗國を依賜ふちふは均しく是も御年を知り坐す神等の其御年を御孫命は依奉て成幸へ給ふを云ふ

奥津御年

考云五穀の中は稻の最末は熟る故は奥と云へり譬へば同ト稻にても晚く成るを奥手と云ひまた遅きことを万葉はおくてあると云へるが如し

手肱爾水沫畫垂

考云てのひちをたなひちと云ふの音便かり船の人をふなびと云ふ類多しみづのあわをづを略き且つのおの約りかなればみなと云ふも古の例なり

○後釋云多くの中はて僅摘出て云ふ古文の例にて田を佃る始終の業ともを皆おれは含めたり○史傳云畫の

攪の意は借れり○講義云田に苗を殖るは水沫を畫き垂すとたり

向股爾泥畫寄氏

考云向股の古事記は堅庭者於向股踏那豆美とあるに等し畫の同記に鹽許袁呂々々邇畫鳴ちふ畫の類はて今の手して泥を搔よする由あり○講義云

苗を殖る後に草を取棄るさまあり

取作牟

講義云取の手は採るに非せ身を以て其事を執るかり取撫また取持など天皇は事依り奉り給ふ天下の稻穀を百姓の取作る義なり

八束穗能伊加志穗

考云八の言の彌の略にて此所の彌握も長き稻穗を云ふいかしちふ言は紀にも此にも嚴重茂などのを云ふ故はいか

字を書たり

初穂波平

考云其秋の新稲を先づ神に奉るを初穂と云ふ○
講義云此初穂の朝廷より奉らせ給ふが其社の圭田より
奉るかと思ふ此の決ツクく新嘗祭は奠らせ給ふ幣帛を指
て申し給ふなり四時祭式新嘗祭の條は奠幣案上神三百
四座並大社一百九十八所前一百六座とありて其詞は今
年十一月中卯日爾天都御食乃長御食遠御食登皇御孫
命乃大嘗聞食牟爲故爾皇神等相宇豆乃比奉氏堅磐爾常
磐爾齋比奉利茂御世爾幸閉奉牟依氏千秋五百秋爾平久
安久聞食氏豐明爾明坐牟皇御孫命能宇豆乃幣帛平明妙
照妙和妙荒妙爾備奉氏朝日豐榮登爾稱辭竟奉久白とあ
り是祈年祭の賽謝なるは併せて尙思ふは踐祚大嘗祭式

拔穂の條は悠紀主基の國の齋郡は齋院を作りて祭神八
座とある其最首に御歳神を擧られたる事の少オホ縁ならぬ
聞ゆるを以て彌よ新嘗祭あること決きものあり六月十
次祭にも此祈年祭詞と大同小異にて擧られたるお此
御年神の詞なきに此神の稲穀を作る事に依て祈年新嘗
には由なきを以てなり

千穎八百穎爾

考云穎の稲の穂あり神に奉るには穂をの

み切て藁をば去て其穂を束ねて竹に掛めり下に掛稅千
稅餘とある是かり次下に御酒汁米和稻荒稍かと云ふ
皆此千穎の穂の中よりおと分るものあり江次第も本
穎ホ荳ホ謂フ之ヲ稻切穂謂フ之ヲ穎ホあれあり古書は多かれと引に
およばせ○講義云此の奉置とありて掛稅ならぬ同物を
がら此の此彼は彼よて其獻る狀の異なるものなり混む

べからせ

厩 閉高知 考云厩の酒を醸むかめなり古へ酒をば醸たる
 厩 ちがら神は奉る故に此言あり閉は借字にて上を略き
 て閉と云ふ古言の例あり依て下に厩上と書し文もあり
 高の其厩のたけの高きなり知は敷なり敷とは繁きを云
 ふこと彼千木高知とも千木高敷とも云ひ太敷坐とも太
 知坐とも云へり○講義云高知の高く著く見ゆる由なり
 考は云々あるに似たることながら然る由は非也
 厩 腹満雙 考云上は厩のさけ高きを云ひ爰は其が腹
 に酒を満湛へ且つ厩の數多き由にて雙と云へり○講義
 云腹の厩の太きあり
 汁 爾 穎 爾 考云汁といふは右の厩の内の御酒のことを重

ね云ふは言を替るの之穎も右の千穎八百穎の穎を再
 び云へり○後釋云汁とい酒を云ひて即ち上の厩閉云々
 是なり穎は上の千穎八百穎是なり然れば汁も穎も
 とは上の二種を指して云へるなりさて此語諸の祝詞は
 多くある中は此所あるに語調ひて理よく聞ゆるを他の
 祝詞なるに皆云ひさま悪くして理きこえ難し
 稱 辭 竟 奉 年 講 義 云 此 祈 年 の 時 は 新 嘗 は 奉 り 給 は る 料 物
 を 豫 て 申 さ せ 給 ふ 考 に 右 の 初 穂 を 千 穎 八 百 穎 は
 奉 置 て と 云 ふ 言 を 引 掛 て 心 得 べ し と 稔 當 ち ら せ
 次 なる 満 雙 て よ り も 引 掛 て 心 得 べ し ○ 今 按 じ 此 よ り 下
 二 の 稱 辭 竟 奉 る 神 等 の 御 守 護 に 資 て 成 熟 する 新 穀 は 種
 々の 幣 帛 を 供 て 奉 ら る と 申 し 給 ふ 考 あり

甘菜 辛菜

考云甘菜は菁菜薺の類ひ辛菜は蘿蔔野韭の類

ひいと種々なり

鱈乃廣物 鱈乃狹物

考云鱈はひれを云ふ廣物 狹物は大小

の魚なり

奥津藻菜 邊津藻菜

考云海よての彼方を於伎と云ふ即ち

於久と云ふは同ト藻をば毛波と云へり陸の方を邊と云

へり邊の字の音に非ぞ○講義云奥と邊は大小の義ある

べし鱈の廣物 鱈の狹物に對たればなり

明妙 照妙 和妙 荒妙

考云五色の絹布を奉れば色を以て照

る明ると云ひ織の細き荒さを以ての荒和と云へり妙の

借字にて萬葉などとは栲と書し正字ありさて多倍の此

類の物を總て云ふ名よして古への栲麻の布を細きを和

妙麤きを荒妙と云ひしを今の京となりて絹を和妙麻を

荒妙と云へり式即ち是かり言ひ古へにて物の異よかれ

ること多し能くわいたためば違ふべし○講義云祈年祭

また新嘗祭幣物は五色薄絶各五尺など云へる類是かり

さて思ふは明妙の染たる絶どもの映えきをいひ照妙の

色は何にまれ光澤ありて美きを云ふなり倭文また木綿

麻かどを荒妙と云ひ色は染せ光澤の無き絹を和妙と云

ふあるべし

御年皇神

考云此の珠に穀は依給ふ神一柱を申す故に等

と云はむ○後釋云神名帳は和國葛上郡葛木御歳神社

名神大月次相嘗新嘗とある是なり○講義云上は皇神

等と申して其社は座す總ての神を云ひ此の御年神一柱

を指て云へりさるの祈年幣物の餘ホカは白馬白猪白雞を奉
らせ給ふこと其神一柱は係りて他神の預り給そぬ所か
ればあり

白馬白猪白雞 考云馬の下文に馳出物止御馬と云ひて神
の乗まをため猪の豚よて御贄の料雞の時を告る故に社
にも必ず奉りぬ白を用ひらるゝの雨止祈は白馬を奉る
と理思ふは日白くして荒き風雨無らむ爲は取るならむ
此所は云ふ猪の豚よて野猪からぬこと儀式の此祭は京
畿貢ニ白雞一雙近江國豚二頭ナとあり○史傳云神代の古事
の白猪あるを此の得難き故は後には豚は替て獻れるか
り但其を近江國より奉らしめ給へる由緒の詳からむ○
講義云古語拾遺は宜シ獻テ白猪白馬白雞ヲ以解ク神怒ヲとある如

く此神のいたく好ませ給ふ物かり白猪の何の爲ある事
を知らむ御贄の料なる由云これたれど然らず其は
又白さを何の爲に愛たまふ事を知らむと然るを考に云々
白きを用ひてよとの神の乞はし給へるにて云はれたれど
白くして荒き風雨無らむ爲の儲あらず能く古語拾遺
の文意を悟るべし

種々色物 考云右に舉云へる御服御酒類海山の物どもを
つゞめて種々と云へり色との品を云ふなり○講義云祈
年幣物を云へり然れば初穂以下の文は拘そらむ考云々
理か右は舉る云々の將來の新嘗祭は行ふ所の幣帛は
して當前の幣物は非き

宇豆能幣帛乎 考云幣帛乎の下は備奉氏といふ言を省く
こと上の如く徳明云言を畧くたるなり

大御巫 考云御巫の職員令集解に巫者知鬼神之道者也
在男曰巫在女曰覡一說在男曰覡在女曰巫此令取此說員數
考選者待式處分別記御巫五人倭國巫二口左京生島一口
右京居摩一口御門一口云々宮中の神の條は神祇官齋院
在御巫等祭神二十三座云々取處女堪事充之○後釋云此
八柱神の天皇の御守護の爲は齋ひ祭り給ふ神等あり○
諸の巫の中は神祇官の八神を祭るをハ殊に御巫と云ふ
○講義云神名式は神祇官西院坐御巫等祭神二十三座と
ある此中あるが云々神祇官の八神を齋ひ奉りて他社と
異かれハ取分て大御巫といふあり巫を加牟能古と云ふ
事ハ天野信景が鹽尻は世俗稱巫女爲神子訓美古或曰美加
武乃古按楚辭雲中君朱註曰雲神所降也楚人名巫爲靈子

若曰神之子也以此見之則神子之稱倭漢同其意とあるハ
然るよとなり

辭竟奉 講義云考に稱字を他例に依て補せられたれども諸
本皆無に依て本のまゝに措つ稱辭竟奉ハ其祭祀ハ與る
物ハ就て云ひ辭竟奉ハ唯ハ其齋く神の御徳を申し出る
時ハ用ふる詞かり云々稱辭竟奉ハ祭ハも神の事にも亘
りて廣く辭竟奉ハ神の御上にのみ云ふ事にて狭き詞か
りど知るべし云々大御巫生島の如く祀る御巫ハ就てハ
辭竟奉と云ひ座摩御門の如く祭る所ハ就てハ稱辭竟奉
と云へり

皇神等 講義云神名式神祇官坐御巫祭神八座並名神大月
次新嘗とある此御社なり古語拾遺ハ仰從皇天二祖之詔

建^ニ樹^ツ神籬^ヲ所謂高皇產靈神皇產靈魂留產靈生產靈足產靈
大宮賣神事代主神御膳神以上今御巫所^レ奉^レ齋也とあるを
記傳に從^ニ皇天二祖之詔とあるに正しく彼神代紀なる詔
今云則ち天津神籬云々を云へりと云それたるを然るこ
とある詔敕を指すなりを云へりと云それたるを然るこ
とあり

神魂高御魂 講義云神魂高御魂は古語拾遺に高皇產靈神

皇產靈と次第さる如く凡て神典の正實に如此ければ必
ぞ然あるべきものあり此神祇官に祭らせ給ふをのミ然
誤れるものなり廣びり○今按^ニ此二神の御名御義功德等の
事古事記傳古史傳を始め諸書に委しく人みな大か
知りたるべければ記し出せ

生魂足魂玉留魂 考云神祇令の集解鎮魂祭に云へる饒速

日命自^レ天降る時天神の授給へる生玉足玉死^ニ反玉道^ニ反玉
云々とある十種神寶の中の四つは即ち此所の生魂より
下三神と言も功も均しきを思ふに天皇の御命長く御稜
威足ひ又死たる魂を蘇生せ黄泉の道より反りなご給
ふ彼伊邪那岐命の御功ある神等なりけり○記傳云玉留
魂は多麻都米牟須毘と訓べし都米に留なり浮れ行く魂
を留め給ふ靈に坐すあり

大宮乃賣 考云太玉命の子にして天照大御神の宮の内
事を執り給ひ内侍の天皇に仕奉る事の本かり下の大
殿祭また古語拾遺に見ゆるが如し

大御膳都神 記傳大宜都比賣神の下に云宜の食にて都
助辭かりさて此食を放ちては宇氣と云ふ大宜と續く故

ま省きて云ふ大御膳津神と云ふは正しく此と同名なり
津の下お之を添て ○講義云古事記に大宜都比賣神と見
唱ふるは非なり ○講義云古事記に大宜都比賣神と見
えたる御名も等しく神名式には御食津神とあり此は豊
宇氣大神に坐り云々記傳は大食と説れたる如く御食を
知看を神なり ○今按は倭姫命世記云調御倉神宇賀能美
多麻神坐亦號大宜都比賣神亦保食神神祇官社内坐御膳
神也とあり理此神の異名多く座すこと古史徴を見て知
るべし

辭代主 記傳云此八座の神の内餘の七柱は何れも天皇の
大御身の上を守り福はへ坐を神等かるに準へて思へば
此言代主神は父の大國主神の言は八重言代主神爲神之
御尾前而仕奉者違神者非也とあり此等の故由にて殊ま

天皇の御守護神あればあるべし ○今按は此八神の御事
は種々の説あり講義はも委しき考あれと思ふ旨ありて
今のすべて省けり尙別は云ふべし

手長御世 考云手は發言あり ○後釋云手長は足長あり萬
葉は御壽者長久天足有とあり

堅磐爾常磐爾 考云加伎波は加多伎以波の多と以とを略
き登伎波は登古伊波の古以の約り伎かれは登伎波と云
へり皆かはらぬ事の譬あり ○講義云爾は辭なりと雖ど
も比喻の物より承たるは皆如字の義なり中臣壽詞に八

桑枝の立榮仕奉とある乃と同ト詞あり
齋奉 考云以波比の伊美を延べ云ふよてもと凶事を忌避
て吉事を用ふるを云ふ言あり此所の君が御代の變り移

ふことを忌避て磐の如く堅く常へに此幸をふ神等の
幸はへなと給ふを譬へ云ふあり漢國は祝賀慶忌齋など
の字を作りて各々小別して目標とせれと皇朝よて此
言は忌てふ一つあるを事よ從ひて分ち知るよとあり後
世人の漢文字によりて惑へり○講義云幸閉奉とある對
よて古文の例必必然あり伊波比の不祥事を忌避て善ら
むるを云ひて此を神の方より天皇の御爲に忌ひ奉り
て方に惡き事かく善らしむるを云ふ伊波布の根基の
堅固不動なるを祝き云ふ語なるが佐伎波布は其枝葉の
茂盛繁榮する由の祝言なり然れば伊波布の齋延にて佐
伎波布の幸延あること更なり
茂御世 考云既よ茂穂の所に云ひつ

皇吾睦神漏岐命神漏美命登 後釋云此は皇祖神からぬ神
等もあれども厚く尊み給ひて皆皇祖神として祭り給ふ
由あり登と云ふ辭これあり萬葉十四よ信濃ある千隈の
川のさゞれ石も君と踏て玉と拾そむとある此玉との
とよ同ト玉からぬ石を玉として拾そむとなり是にて心
得べし○講義云第一の詞よ神漏岐命神漏美命以云々と
あるを受たるあり此ある登の辭は皇天二祖の詔を指を
り然れば登の詞をにてと云そむが如し其例は明御神止
御宇天皇など申す登なり皇祖天神の詔命よ依て天社國
社と稱辭竟奉り給ひ恒例の祈年以下の御祭典も皇祖天
神の詔命よ依て行はせ給ふとあり○今按に此兩説とも
よ捨難くおほゆれば並べ舉つ見む人撰て取るべし

宇豆能幣帛平稱辭竟奉 後釋云奉は獻る意とまゝ祭る意
 とある言なれば稱辭を竟て獻ると云ふ義になるかり
 座摩 考云爲賀須理と云ふことは座は令集解に居とも書
 しかば爲と訓むことは定かあり然るとも座も居も借字
 よて井之後ちふ所の名にや有けむさて是は御井神の祭
 かりまた式は御川水祭よ此座摩御巫を用ひらるゝを
 思ふは其始め井の邊に坐す神を御井の神と祭られしよ
 やまゝ座摩をるがせりと唱ふるも定かある由見えねば
 思ふにるなでと云ふはあらざるか然らば井之塘の意
 なる故に御井また御溝水よも祭らるゝならむか○講義
 云神名式に座摩巫祭神五座並大月次新嘗とある神の祈
 年祭の是あり古語拾遺神武天皇段は座摩は大宮地之靈

今座摩巫所奉齋也と記されたる是よて御溝水の神に坐
 り四時祭式は御川水祭座摩巫各行事とあるよて知られ
 たり此よ依て思ふに座摩の考の一説の如く井之塘よて
 も有らむか井之塘即ち溝よて御溝水なる事云ふも更な
 り拾遺に大宮地之靈とあるは大宮地は御溝水を以て堺
 り拾遺に大宮地之靈とあるは大宮地は御溝水を以て堺
 撮津西生郡の地名も云ふて式にも同郡に古より此大宮の
 次坐皇仁敷坐云々宮造りし給ひて宮中遷り此大宮の
 敷坐皇仁敷坐云々宮造りし給ひて宮中遷り此大宮の
 に其後大和山徳天宮遷りし給ひて宮中遷り此大宮の
 の説に合はざりし給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷り此大宮の
 朝に更此大宮遷りし給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷り此大宮の
 し給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷り此大宮の
 此申さし給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷り此大宮の
 必く御坐せ給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷り此大宮の
 には神名式にむ給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷りし給ひて宮中遷り此大宮の
 却大宮所に遺り給ふも都座を思はえたりたれは仁徳天皇の
 却大宮所に遺り給ふも都座を思はえたりたれは仁徳天皇の

地の地主神に非せして大宮地の靈物の神に坐り靈と御思頼の義なり

生井 考云神名式に生井神清和天皇紀同し○今按上に

生魂神ありまた生國生日生弓矢生太刀などいと多し

榮井 考云紀よも式よも福井神とあり榮福幸などは言意

ともに同ト

津長井 考云記式ともに綱長井神とあり訓の同ト○記傳

云井の深さを水冷かある故よ釣瓶の綱の長さ由を世の

長さ由よ懸て稱へたるか此三の名の御井神のみ名を種

々に稱へたるかり

阿須波 考云古事記よ大年神の子よて庭津日神次阿須波

神次波比岐神とあり萬葉二十上總歌よ爾波奈加能阿須

波乃可美仁古志波佐之阿例波伊波々牟加倍理久麻但爾

とよめり○記傳云足場の義にやあををあをと云と地名

の足羽かとは是かり凡て何處よまれ人の足ふみ立る地を

足場と云ふ今世よ足場のよさあしきなど云ふめりさて

此神は人の他へ行くとても万の事業をかすとても足ふ

と立る地を守り坐を神なるが故よ每家よ祭りよにや越

前足羽社記曰古者男大迹天皇居於坂井郡三國之地焉於

是鎮祭大宮地之靈政呼足羽以爲地名也と云へる此説古

傳と聞ゆ大宮地の靈とは此阿須波の神を云ふかり

波比岐 記傳云波比入君の意か伊は比の韻よある故に省

き又理と美とを省けるかり後撰集春上よ通ひ住侍りけ

る人の家の前なる柳を思ひやりて躬恒妹が門の波比入

よ立る青柳に今や啼らむ鶯の聲堀川百首よ柴の屋の

はいりの庭におく蚊火の煙うるさき夏の夕暮これらを
思ふ門より屋内に入るまでの間の庭を波比入といひ
となり波比入とはたゞ步入して今世言ふはいるとい
ふ是かりはふとはいさゝかの間の所を行くことかりか
くて此神は其波比入の庭を守り給ふ神とやあらむに今世
も關前白洲などいふなる所なれば家庭の中に就て
もむねとする所なれば殊に此神ますなるべし
皇神乃敷坐 講義云敷坐を其任を及ぼすの謂なり万葉に
天皇の敷坐國また百敷の大宮所とよみ常はも屋敷とい
ひ物と及ぼすことに布徳かといふ志久これかり此を知
は通はして宮柱太敷を宮柱太知などいふに似たれど敷
は此より先は布と及ぼすの意知は彼より此に歸順く意
て等からむ

宮柱太知立 記傳云下津磐根を底津磐根とも云ひて凡て
上代は神宮も人の舍宅も伊勢神宮かとの製の如く地
を掘て柱を立る故に此稱辭あるなり石根を殊更に礎を
するは非む地底はもとよりある石根まで深く掘て立る
といふ義あり此稱辭を古來たゞ柱のうへとのみ心得た
れどさゝあらしむらぎ萬葉二は水穗國を神隨太敷坐而云々又
一に太敷爲京乎置而云々また二は飛鳥之海之宮爾神隨
太布坐而云々かどある例を思ふに宮柱太知も其主の其
宮を知坐を云ふかり太も右の萬葉は柱ならで國を知坐
はも云へれば只廣く大ききと云ふ稱辭かり布刀幣帛布
刀詔戸太占かとも云へりかゞれば此語は専ら柱にかゝ
るはあらむ其宮の主に係れる語なるを太と云ふが柱は

縁あるから宮柱太知と云ひて兼てその宮を祝たるもの
かり○講義云皇御孫命の敷坐る大宮所なれと上よ云る
如き子細ある故に皇神の敷坐下津磐根よと言を易て申
させ玉ふかり第二詞よ皇神の依ら奉らむ奥津御年云々
依ら奉らばとある如く百姓の耕ら種ることをか云ひ
て其事を神よ係たると同ト

高天原爾千木高知 記傳云高天原よと深くと云むとて下
津磐根爾といふに對へてたゞ高きことを云ふ古言あり
千木は上代の家造よ屋の左右端よ在て其本は前後の軒
よりして上りて棟よて行合ふを組違へて其末を長く上
へ出したる物にして其棟より上へ高く出たる所を云ふ
かり高知もたゞ氷木の事のみよあらむ主の其宮を知り

坐すを云ふ高も上の太と同く稱辭なり續紀聖武天皇の
即位の時の詔に天下乃政乎彌高爾彌廣爾云々萬葉六よ
吾大王の神隨高所知流稻見野の云々又自神代芳野宮爾
蟻通高所知者山河平吉三この歌もて心得べらさて氷木
は高く上る物ある故にそれに云ひかけて兼て其宮をも
ほめたること全ら宮柱太知と云ふに同ト

瑞乃御舍平仕奉 後釋云美豆は物の美らきをほめ云ふな
り御舍は御殿なり仕奉は造り奉るを云ふ凡て下なる者
の上の爲にする事をは何わさよても仕奉と云ふかり
天御蔭日御蔭登隱坐 考云天を覆ひ日を覆ふが爲の屋を
るを文よかく云ひなせるなり○後釋云隱は加久理と訓
べら古言よは多く然云へりさて隱とは御殿の蔭よ覆を

れて其内まじまじを云へり人に見えトとて隠るゝま
はあらまぎ

安國登平久知食 後釋云安國は安き國と心得てもあるべ
けれと猶いさゝか異なるべし安見ま、吾大君と云へる
是なり○記傳云食は見す也但常ま使ま人見まを見すと云ふ
とは異まてたゞ見まを美須といひ見賜まを見と賜と云ふ一の
古言あり云々かゝれば本の物を見ることなるを國を治
め有ち坐すことに用るあり君の御國を治め有ちますを
知とも聞とも食とも申す也君の此國を治め有ちますは
物を見るが如く聞くが如く知るが如く御身ま受け入れ
たもちますを云ふあり

御門能巫 講義云神名式ま御門ま巫ま祭神八座並大月次新嘗

櫛石窓神四面門各一座豊石窓神四面門各一座とある社
の祈年祭の詞あり

櫛磐間門命豊磐間門命 考云古事記に天孫天降坐す時ま
思兼手力男天石門別まの大神たち有て次に天石門別神亦
名謂ま櫛石窓神亦名謂ま豊石窓神此神者御門之神也と云り
○記傳云櫛豊は例の稱名間は眞の意石まは其眞門の堅固
き由まて石門と云ふに同ト

湯津磐村能如 考云湯津まの五百の略村まの群あり○今按ま
津は一つ二つのつかり紀ま五百箇と書れたるよて知る
べし

塞坐 講義云塞まは障ま有にて其湯津磐村の如く立塞まり障まへ
留め給ふ形象の語也

朝者御門開奉云々 講義御門祭の條云古語拾遺に日臣命師來目部衛護宮門掌其開闔と見え姓氏錄大伴宿禰條に云々雄畧天皇御世云々奏曰衛門開闔之務於職也重若一身難堪望與愚兒語相伴奉衛左右敕依奏是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也と見えたる如く上古より大伴佐伯の二氏門部を率て御門を衛護りとなり中古以來六衛府の官出來て諸門の禁衛を主ること人の知れるが如し然るに御門の開闔の神業は託たるは全く人の爲業は在ながら幽より神の賛けて物爲させ令め給ふ所なるが故也疎夫留物 講義云下なる御門祭詞に四方四角與利疎備荒備來武云々又道饗祭詞に根國底國與利羸備疎備來物とある妖鬼を云ふ○同御門祭の條云神代紀に高皇產靈

尊敕大物主神汝若以國神爲妻吾猶謂汝有疏心云々とある是は惡神の例に非ざると雖此文を假て説くべしさるは天神を八百萬神の主宰に坐し天皇は天下人民の君主と渡らせ給へば本より歸順ひ仕奉りて其大御旨を仰き奉るべき天地の大道なり此大道に依るを誠歎と云ふ此に反して神はも皇にも歸順ひ奉らざ其大御旨を放りて親しむ奉らざるを疏心と云ふと同ト云々○今按に朝廷に親しむ奉らざるを疎ふと云ふ物は書紀に邪鬼をあしきものと訓めるものと同ト

自上往者云々 講義云邪神姦鬼を能く天に上り地に冲るが故に人の如く門戸より出入ると云ふはも定るおと無れば上より下より荒び疎び來むを何方よりも入しめト

と守り給ふとかり

夜能守日能守 講義云晝夜を捨せ守らせ給ふ由なり

生島能御巫 史傳云大八洲の國々島々の御靈の御功德を

總稱へて生島足島と申し又生國足國とも稱すその古語

拾遺に神武天皇の御世の事記せる所の皇天二祖神の詔

により神籬を立て祭り給へる神の中に生島是大八洲之

靈今生島巫所奉齋也とありて神名式に神祇官西院坐生

島巫祭神二座並大月次新嘗生島神足島神とあり古來よ

りいと重く祭らせ給へり

生國足國 史傳云生と足と對へ云ふ例ハ生玉足玉生日足

日など數多あり

島能八十島 考云島の即ち國を云○史傳云次文に狹國者

廣久云々とあるを思ふべしたゞ語を互にむするのとな

り○講義云鎮火祭詞に國之八十國島之八十島とあるを

れにて此大八島國より始めて大地万國をそべていふ語

なり

谷蟻乃狹渡極 考云こは他には谷蝦蟇とあり爰には字を

略けり詞ハ万葉に谷具久と云るおれなり○後釋云狹ハ

借字にて眞渡かり此物ハいづくまでも靈しく行通る物

かる故よ云へり

鹽沫能留限 考云こは海潮の満ち行く時流るゝ沫の至り

留る果といふにて天下の遠き限りを譬ふ

狹國者廣云々 講義云狹國者廣久は鹽沫能留限より受た

り鹽沫の彌凝に凝り留りて漸國土の大きく成れり古

説にて當今も彌廣りに廣り居る形象をいふ峻國者平久
は谷蟻能狹渡極より受とり大地の凹き所は江海より凸
き所の山嶽あり其凹き所は所謂大海あり潮沫水沫の凝
成て狹國も廣くかれるか其凸き所の山嶽にして之を平
にせざれば國の面足らはぎ云々
墜事無久 考云おつるの漏るゝに同ト鳥と國の同トきを
知らせて互に云ひ其國々漏落す御孫命は依と奉ると也
依左志奉故 史傳云皇神の敷坐を國のあらゆる限を皇御
孫命は依と奉ると云へるあり
辭別 考云言に云ひ別けてと云ふのこゝ講義云伊勢大神
宮祈年祭の詞に此下ありて天皇御御壽爾坐云々と此
に就て其餘は尙申させ給ふ事の御座て此詞に申さへ給

ふよ依て辭別てと申させ給へり辭別の上に專要とある
事どもを云ひ竟て其餘の事を述べむ料は殊更に改めて
云ひ起す詞なり江次第行幸神祇官被立伊勢奉幣使儀は
有辭別之時參草とあるをもて辭別云々は別條なるお
とを知るべきなり

伊勢爾坐 講義云貞觀儀式は諸社の祈年の幣帛を神主祝
部等に頒るゝ所は大神宮幣帛者差使進之と見え他社の
例に異あれども儀式は共に行ひ給ふ故は伊勢は坐とい
云へり

天照大御神 今按に此大御神の御事の誰も知り奉れるが
如し尙下は申すべし

大前 講義云大前とも申させ給ふこと殊に深く崇重

奉り給へるものあり古語拾遺に天照大神者惟祖惟宗尊^キ無^レ二自餘群傳乃子乃臣誰能敢^テ抗と見えたる如く天地の間は二なく尊く畏くおはせりとの義あれば其御禮典も御崇敬も自餘の諸神は是^レより超越させ給ふ御事也皇神今按に皇字の下に考は大神の二字を補はれたるを史傳にも從はれたり

見霽坐四方國者 講義云見と所知食また聞看の食看の言と同トく其身は稟持て其事を知行ふ由なり霽は照^テと同ト欽明天皇の大御名天國押開廣庭天皇と申せるも天と國とを押照し坐て場廣く知食す由の稱名なり御鎮座本記は應戸押張云々とあるは應戸押開にて遙は遠く見晴かし坐りとの義にて其極の御照し坐す由は歸めり四方

國の大御神の高天原より御霽かし御照し坐る境界を大凡は云ひて天地の底際の内を指をかり同語をがら大祓詞は四方國中とあるとい用法異なり

天之壁立極 考云天の壁の如く四方は側て見ゆ○講義云國之退立限は對へて蒼天の壁の如く常へは立る極といふことあり

國之退立限 考云退立は遠ざかり立あり左と曾と音通ひ加利の約の伎かれは延ても約ても云へり万葉は同ト言を天雲の曾久蔽の極天雲の遠隔の極遠けどもなどあるは曾介の介を延て曾久幣と云は同ト言なり古事記は久毛婆那禮曾伎遠理登母もあるも同トくて伎介久は同音あり且つ放と退といふ通へば退とも書きつ立は右の

壁立の立の如し○後釋云こゝの天は對へて地を國と云り立との大海を遙し見渡せば彼方の高く見ゆるを云ふ○講義云國の此大地の全をいへり我居る所を以て正中と定め四方を觀覽せれば我が居止する所大地の最高とあり四方皆卑下となる故に退立限との云へり○今按し曾伎の曾久を下へ續くる故に如此いへり曾久幣の退く方あり曾介の令退して曾久幣の約にはあるべからむ尙委しくの記傳等云へられたるを見るべし

青雲能靄極 後釋云青雲とは青き空を云ふ○史傳云上天といひ國と云ひこゝは青雲云々白雲云々とあるは四方を云へるあり

白雲能墜坐向伏限 考云向伏と遙かに向ひ見るは墜伏

てある雲の限りを云ふ万葉に天雲の向伏國神功紀は天疎向津媛その外多し

青海原 講義云たゞは海を云へり青と冠らせたるは青雲かとの青と等しく其所は至らむして遠く望むたる形象を云ふ

棹柁不干 考云船の間もなく通ふを云ふ柁は古事記に新羅王の云不乾船腹不乾船機などあり是等字の異かれとこゝの言はさをかぢとよむぞ例ある○講義云船路の行至る極を云ふ不干の不休息と云ふに同し

舟艦能至留極 考云陸にて馬爪至留限と云ふに均し○講義云万葉拾八は布奈乃倍乃伊波都流麻泥爾と詠るは同し船の艦先の向ひ到る極限と云ふあり

舟滿都々氣氏 考云陸にてハ長道間無といへり○講義云
句を隔て狹國者廣くへ續き又上に還りて青海原は云々
の語を引起以意ありて其義上下に亘る明文あり
荷緒結堅氏 考云諸國より今年の初物を奉るを荷先と云
ひて篋コに納め荒薦コに包コと緒して馬コのせ駄ツツるを云ふな
り万葉コ東人之荷先コの篋コの荷の緒にも妹情イモコトに乘コよける
かもと見えさり

履佐久彌 後釋云磐根木根にて凸凹ウカヒある道を踏コ行くを
云へり

長道無間久立都々氣氏 考云こゝを暫く云ひ切て次の荷
前へ續けり○史傳云道の長手の間無きばかり貢物の荷
馬の立續くを云へり○講義云上の例は長道無間立都々

氣氏を自陸行道者云々の上へ回らして心得べし此亦句
を隔て峻國者平くに亘る爲に錯綜せるかり

狹國者廣云々 史傳云狹き國峻國より御調進るとしてハ
その道の狭く峻しく物進ると障ることのあるべきを然
ること無くとも云をかく云ひおせり

遠國者八十綱打掛互引寄如事 考云遠國者云々の三韓ハ
本よりよて種々の國も追々よ貢奉りしこと古へ多かり
し故よ云へり又狹國ハ廣くとい出雲風土記ハ其國狭く
作りしとして新羅其外の國の餘りを八十綱打かけて引寄
せし事を云へり其等の意に同ト○講義云遠國ハ海外の
諸國を云へり八十綱云々の外國の方物を引寄せて貢し
め給ふ譬なり云々考説の如く出雲風土記ある國引の例

よて國土經營の當昔の何らもかゝる事のあるべけれ
ば其古事の本づきて此譬のあるなり

皇大御神能寄奉者 考云右の事とも皆大御神の御依と
るを云ふ

荷前者 考云是をのさきと訓べき例かど萬葉考の別記に
出づ云々萬葉は荷向と書しよても著し扱この諸國よて
出来る調の初物を大内へ奉りて大内より伊勢を始めて
諸陵へも奉出し給へり○講義云政事要略は職員令を舉
て其下は基按義解所謂荷前者四方國進御調荷前取奉故
曰荷前とあり云々重荷荷緒などいふ時の邇と云ひ荷前
など連るときは能と云へり

殘平 平聞食 考云その餘を御孫命の嘗坐にかり

皇吾睦神漏岐命神漏彌命登 史傳云神漏岐命は高皇產靈

神を申し神漏彌命の神皇產靈神を申し御稱なるを此は
大御神一柱をかく稱せることの上件の御幸ます故に別
にかく尊と稱へ奉る由なりその女男二柱は申す言を大
御神一柱は稱せるを以て辨ふべし故命登と云るありこ
の登は神漏岐命神漏美命と稱奉てと云ふ意の登なり○
講義云既に云る如く皇大神及天社國社の神等を如此齋
奉らせ給ふ御事の皇祖天神の詔命は因准たまふものな
りされば此は大凡は皇祖天神の詔命に依せ給ふ御事を
神よも顯はと申せるよて此の登の詞はそれに就て云へ
り○今按よ此に兩説並載たること上の大巫祭神の下は
云へるに同ト

宇事物頸根衝抜 考云鴨鳥か潜くはに頸を倒に水に衝入るを人の頸もて地につき敬ふは譬へとり且頸根を首根なり頭を倒しするは先つ頸がもとあるを以て云ふ事物の即ち物を云ふ詞にて萬葉に鴨自物水に浮居てと船の浮び居るを譬へ云ひ肉自物膝折伏氏と人の膝を屈めて敬ふは譬へさる類なり衝抜の突通と云ふは同トくて事を強く云ふかりさてこの御孫命の御自敬ますさまかり○歷朝詔詞解云大平説に自物の狀之なるべし邪麻と自毛と通へり鹿自物の鹿狀之にて此類皆同ト○史傳云事物の即ち其物を云ふ詞といはれさるは違へり鴨の如くと云ふ意ぞと云はるは従ふべし

御縣爾坐 考云縣の後に郡と云ふに同ト故文の古に依て

縣と云へり即この六つの縣の郡の名の同トきを以て知るべく且郡ちふも暫く後に定られさるかりさてこの御縣の令に官田と云ふはて畿内に天皇の供御の物を作る御莊を云ふも是也○記傳云阿賀多の上り田は元は畠のことあり田と云は田をも畠をも統たる名はて其中は水のつかぬを畠とも上田とも云ふ水田よりの高く上りたる由なり神代卷に高田萬葉は上爾種蒔とあるは水田の高きを云ふはれと高處を阿宜といふ證ありさて阿賀多の元畠の事ありと云ふ據も八千矛神の御歌は夜麻賀多爾麻岐斯阿多泥都岐云々高津宮段大御歌は夜麻賀多爾麻流阿袁那母云々かどある夜麻賀多の山縣の謂あるに求む蒔蒔る青菜かどあるを以て山ある畠あること

とを知るべしさて祈年祭祝詞に云々これに甘菜辛菜云々
とあるを思ふべし此六御縣の殊に近く京畿に在て朝
廷の御料ふ陸田物を作りて貢進る地なるが故にその神
を重く祭りたまひて如此く祈年の祝詞もあるかりか
れば縣と云ふのも御上田より起れる名にて又それ
准へて諸國にある朝廷の御料ふ地をも云ふ云々かくて
漢字を用る世になりて此阿賀多に縣字を當て書ならひ
てや、後には必しも朝廷の御料ふ地ならねども彼漢國
よて縣といふはあさる程の地をばさべて其縣といふこ
とよなれるなりや、後に縣と云ふほどの處をば元を其
をも國といひしなり阿賀多と云ふのもこの朝廷の御料
地に限れる名あり云々かくて後孝徳天皇の御世に至て

其ほどまで縣と云ふ程の地を皆郡と名けて天下悉く國
を分たる名を郡と定められて某國の某許保理といふ也
許保理と云は古より有し名に非ず新
井氏云こほりの韓語より出たり云々 ○講義云御縣の朝
廷の御料よて供御に備る雜菓雜菜を貢る地を云へり内
膳式に園池と云る是也阿賀多の頌田の義あるべし方疆
を限りて頌ち知る意にて名けさるかり田とい陸田をも
水田をも統たる名あるが阿賀多と云ふ時の一方域の總
稱とかれり記傳お上田なりと云れ倭國六御縣の記傳の
説の如く此の殊に近く京畿に在て朝廷のめし給ふ陸田
物を作りて奉れよと此に准て餘國の縣をも然かりと云
ひむの僻説あるべし云々さて朝廷の御料を上古のすべ
て御縣といひ區別の御園とぞ云けむ云々今京となりて

内膳式は園池三十九町五段二百歩云々此を統領るを
園池司と云ふ今京とありては園池司の官廢れて内膳司
は屬るものなり中古に莊園といふものは此御園より轉
上古に御縣といたるものにて言義は御園に同じくして
ひし名殘なり然れども今京よても然すがに上古の制
を易させ給ひ難くて御園の上に引る或文の如く京近き
地は移させたまひしかども猶古制に因准て大和の六御
縣に坐す神等を主と祭らせ給ひて京外の御園神をなほ
次は立たまへりさて此詞は御縣に坐す皇神等と申せる
は決く豐受毘賣神あるべし云々御縣に坐す天皇の供
御たまふ御縣は坐すその營る所のものを守り坐す神と
申す意なれば其神は誰か坐さむ豐宇氣毘賣神を除ては
非と思ゆればなり云々三代實錄は貞觀三年五月甲戌

朔授園池司無位御氣津神從五位下とある園池司後廢
れて内膳司よて管領せるが故は式には内膳司園神十四
座とあり云々御縣坐神との豐宇氣毘賣神の菜園を守ら
せ給ふ分御靈神なること更なり○今按に講義の説おも
しろければと記傳も捨がたければ並へ舉たり見む人えら
みて取るべし

高市云々御名者白氏考云此神たちの御名の別はあれど
こゝのたゞその社の坐す所を御名といひあせり式はも
六かがら御縣坐神社とのみ舉られたり○山城の京とあ
りては内膳職の十所の御園を定め各その御園の神十四
座をも祭り坐せとあは古へは依て大和の六縣は月次新
嘗の祭かと絶させ給はざるあり○神名式云大和國高市

郡高市御縣神社名新大月 葛下郡葛木御縣神社大月次
市郡十市御縣坐神社大月次 城上郡志貴御縣坐神社大月次
山邊郡山邊御縣坐神社大月次 添下郡添御縣坐神社大月次

新嘗

山口爾坐

講義云月次祭の詞は山能口とあれば能の辭を

加へて稱ふべし廣瀬祭の祝詞に皇神等の敷坐を山々の
口より云々又記高津宮段は那良山口などあるも此に同
トく山に入り立つ口といふ義はて俗は山の上り口とい
ふ是あり云々此詞の宮室を作る料の宮材を伐るの用は
就きて山神を祭らせ給ふなるを其御祭の山口にて行
せよまふおとなるが故は其御社の山口として齋祀らせ
よまへり云々

飛鳥云々御名者白氏

神名式云大和國高市郡飛鳥山口坐

神社大月次 十市郡石寸山口坐神社大月次 新嘗○本居翁

村字の編を省 城上郡忍坂山口坐神社大月次 同郡長谷山

て書るなり 高市郡畝火山口坐神社大月次 十市郡耳

無山口坐神社大月次 ○考云其社の在る所を御名とする

の上に同ト凡そ山口は坐す神と云ふは多かれと殊は此

次の社を月次新嘗に祭らる扱畝火耳無の孤立し山にて

今にては宮材となるべき木のあらねどいと上代は此六

の山にて採初られし由ありて諸國にて採せらるるも

先つ此山口の社を祭りたまふこととやかりつらむ○講

義云今の京とかりては山城國こそ山口神社を定めさ

せ給ひて齋かせたまふべきに尙大和國にて祀らせ玉ふ

事の上よ云る如く神代の幽契を重みし給ふ所あり云々
畝火耳無二山の甚も上代の宮材を採るべき繁山ありけ
むを國中よ突起せる山ある故よ既く伐り盡したりけむ
云々

遠山近山爾生立爾大木小木乎 考云遠山の諸國の山あり
萬葉に藤原の宮造の材を近江の田上その外四方の國々
より持參ることを云へり是を以てことを知るべし○講
義云生立留の生立有あり記高津宮段よ於斐陀氏流佐斯
夫また朝倉宮段よ於斐陀氏流毋々陀流都紀賀延波とわ
りて木に云ふ語あり草にいたゞ生出と云り
本末打切氏持參來氏 考云大殿祭の條よ今奥山乃大峽小
峽爾立留木乎齋部乃齋斧乎以伐採氏本末 波平山神爾祭氏

中間乎持出來氏とあるよ均し○講義云その遠近の山に
て採る所の大小の木どもの本末をば山神よ奉り置て其
中間を宮材に用ふ事を云るにて云々本末打切氏は本末
を打切殘し置くを云ふなり持參來の持出來といふに同
ト宮材を引く事の萬葉一卷藤原宮役民歌に筏に作りて
川より流し歩より運ふかと種々なり委しく其歌に就
て見るべし

四方國 考云よもの四面の略にて方と書くのあとわりの
み

水分爾坐 考云古事記に天水分神 訓分云久麻とあればみ
くまりと云なり後世の訓は由なり此水分の文武天皇紀
よ奉馬于吉野水分峰神祈雨也萬葉に神左振磐根已凝敷

三芳野之水ミヨシノ分山クマリヤマ乎見者ミルハ悲毛カナシモなどあり○記傳云水分ミヅハ久麻理クマリハ分配クマリにて水を分クマリり給ふ由の御名あり○史傳云水分ミヅの坐イマスを所を即チ水分ミヅといふあり

吉野云々御名者白氏 考云所を以て御名とする事上ト同

○神名式云大和國吉野郡吉野水分神社大月次宇佐郡

宇太水分神社大月次山邊郡都介水分神社大月次葛上郡

葛木水分神社次新嘗大月次 ○考云今山邊郡鞆田村次新嘗と云ふに

都介山といふ山あり葛木ハ今葛上郡増村といふ所ニみ

こもりといふ所あり

皇神等能寄奉牟奥津御年平云々 講義云此同文上なる御

年神詞ハも在り然れども御年神ハ農事を守護給ヒ水分

神ハ水理を知食シて其主宰る所殊異あり是以彼詞ニは

手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏と續けて田を殖るより

稻の成立まで其勞く狀を悉く云含めたるものにて此詞

と同事の委シきからせ云々此詞ハ皇神等能寄奉牟云々

とあるはそれとは異なりさるハ水分神ハ田ニ水を分配

附與給ふ神に坐すが故ハ農事の上ニハ拘りあがらハ拘

り給ハぬ所あり是以農事を云セざるなりさて雨水コそ

ハ人力の及ばぬ事かれ田ニ水を灌くことハ民の事業カ

るを皇神等の依シ奉と云るハ顯ニおそ人の引する水カ

れ幽より水分神の相預シて其事を能セせしめ給へるが其

即水分神の天皇に奉り給ふ由なり

穎ハ母汁ハ母 講義云この穎ハもの穎ハ上ニハ初穂をハと云る

其を指すよて第二詞ハ千穎八百穎爾奉置氏ハの詞を省カ

れたるなれどそれなりに能く通ゆるあり

朝御食夕御食 講義云記日代宮段に朝夕之大御食と記され大神宮儀式帳に朝大御饌夕大御饌と作て常住不斷聞食大御食と云ふ事と心得て宜とけれと尙考るに天皇の供御を始て諸人の食物古昔より朝夕二度の^ミとなりとなり大膳式新嘗祭條に當日給食料を記されて其男辰日旦女卯日夕辰日旦給^レ之^マまた辰日夕於^テ省家^ニ給^レ之^カとも見え^テ旦夕の二度より取無^シ

加牟加比 後釋云加は宇加之御魂など云ふ宇加の宇を省けるよて食あり食も宇氣の宇を省けるにて加と氣とい一つかり酒を佐加竹を多加といふ如く宇氣も上にある時ハ宇加とも云へり牟加比ハ萬葉の歌ハ御食向^カとよめ

る向にて神に物を手向と云ふも同語あり牟久流ハ令^ス向にて奉る方より云ふ詞牟加布ハそを受け給ふ方より云ふ詞なれば加牟加比ハ食向^カよて御膳よつき給ふを云かり爾てふ詞ハ下の聞食へかけて云へり

長御食能遠御食 考云長も遠も祝言^ハなり○講義云第八詞ハ此六御縣能生出甘菜辛菜平持參來氏皇御孫命能長御膳能遠御膳登云々と見えたと同ト續けさまあるが彼の菜蔬を以て長御膳の遠御膳といひ此は稻穀を以て長御食の遠御食と云へるが其差異分明^クしからではえあるまトき事あるよ依て朝餉夕餉ハ着坐す事を云るなり
赤丹穗爾聞食 考云丹ハもと赤土をいふ且その赤き餘光を穗と云ふ萬葉に紅衣^{ベニキ}染雖欲着丹穗^ニ哉^ヤ人可知^シなどいへ

り扱こゝも御孫命の御病おのしまさき大御顔の赤きを
申せり下の神賀に赤玉能御阿加良比坐ちふも同トおと
なり○講義云赤ハ豊明の明と同しく御食ハまれ御酒ハ
まれ聞食を時ハ其精氣一身中に充滿て大御顔の麗は
く赤らゝ坐す意なり丹と記に阿那邇夜志紀ハ憲哉美哉
一書ハ妍哉此云阿那邇惠夜神武天皇紀ハ妍哉此云鞅奈
珥夜マ玉を爾と云ふ如く物の美麗しく美好きを云ふ
言ハて凡て諸物の氣韻の云ハ知らせ微妙なるを句と云
ふなど此ハ同ハ穂は稻穂瑞穂かどのほも元一つかり物
の精粹純粹あるを指す事ハて秀眞國麻保呂麻かどある
も同し

諸聞食登宜

講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食登宜

とある結びなり考ハ此の中らハ舉ハ祝詞ともハ略さ
ていと始の文と此所ト云て事を終りといはれたれ
ど然らせざるハ此祈年祭詞較て十段あるを各々其社こ
その別かりけれ宣命を受賜ハることハ一同ハする事な
る故ハ各自に異リ乍ら其首尾ハ同度の事ある故ハ此を
混同にせるものかり

辭別 考云事を更ハ改めてかく云ふ事上の條ハ均ハ○講
義云此ハ上ハ舉ハる諸祝詞ハ皇御孫命能宇豆能幣帛平
稱辭竟奉とある其幣帛を取頒つ毎ハ宣る詞なり貞觀儀
式又四時祭式ともハ中臣進就座宣祝詞毎一段畢祝部稱
唯宣訖中臣退出云々と見えて右の詞ともハ幣帛を頒る
より先に中臣此を宣るが其後にあること故ハ辭別と

云て其境を分てり式儀式とも忌部二人率神部二人進
夾案立監頒幣事史以次唱御巫及諸社祝各稱唯云々とあ
れば此辭分りその幣帛の度は宣るあり然れば此一段の
忌部の宣るなるべし諸社祝部稱唯とあればなり○今按
に此の稱唯の史の某々と呼ふに答ふるよて忌部の此詞
を宣る故よりあらト忌部の宣る事別に證なければあり
猶考ふべし

忌部 考云齋部氏の神祖太玉命の万の大幣を司とれば磐
戸の前よて其事を執つ故其子孫大幣を奉り諸の社へ頒
つ事などを仕奉りぬ○記傳云忌部との神を奠祭る種々
の物を作り又然らでも凡て齋潔清在て事をなす職をい
ふ名あり○講義云忌の伊波布伊都などの伊また悠紀由

志里。由麻波利かとの由より活きて嚴重は齋み慎む由な
り云々又物を忌避る事を用る語なるの主と忌慎む事の
あるよ依てその他を避るあり

弱肩 後釋云弱肩との肩のつがひ目にて折屈む所ある故
に弱との云なり今世言は腰を弱腰と云ふも肩と同じく
腰もつがひめよて折かむ故といふこと同じ

太多須支取掛氏 考云忌部の神事の時手行ある故に禪を
かくめり御膳は仕奉る男女の禪領巾を掛るが如し

持由麻波利 考云持はその幣帛を取まかふより云べし
由の伊牟の約あり仍て古は齋む事を由と云り即ち下の
神嘗の條は持齋波里と書つ麻波利のその美を延たる詞
あるよと上の宇其奈波里の下に云るに同ト○講義云記

傳伊豆能賣命の下に説れたる如く伊豆の汚垢ケガレの滌被て
明く清まりたる意にて齋忌齋庭イハヒかどの齋も伊豆と同意
よて語も本一ありと云れしにさる事にて古書ともよ多
く齋字をも忌字をも當られたり其意上ある忌部の忌よ
其義同じ麻波利の侍在の字の意よてこの其齋清めたる
形状を云ふあるべし由麻波利の齋侍在清麻波利の清侍
在の義あること疑ふ

仕奉

留禮

講義云忌部の齋侍在て其事よ勞き功しむ事を云
なり記傳よ仕奉へ上さる人に事ツカサる業よは萬事に云ふな
りといはれたり

神主祝部等受賜氏

後釋云賜タマヒの朝廷より出し給ふ幣帛を

受取を云ふ○講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食登

宜と云ひし終トナリありその祝詞を畢て今は幣帛を頒行はる
よ所あるよ依て受賜氏とは云り受賜はその受る方よ付
て云ふ語あり

事不過

講義云其社々へ祈り奉らるゝ事あり譬へば御縣

神よは菜蔬の事を乞申させ給ふよ依てその祝詞あり其
幣帛あり山口神よの宮材の事を祈申させ給ふに依て其
祝詞ありその幣帛あるが如く各々其天社國社の神等の
成し給ふ所の御徳を仰かせ給ふ由なり云々不過のあや
まつゝ誤よて思え其かす業の案外に悪く成行くを云
ふ語にて俗に間違と云ふに當れり云々中臣の祝詞を以
て宣り聞や忌部の幣帛を取り頒るゝを神主祝部ともよ
忽卒よ心得ること無く懇到に受賜はれと令するあり

捧持氏奉 講義云祈年祭り頒幣を捧け持て神に奉れと令
するなり
宣 後釋云宣は何れも其祝詞を讀む者の宣聞するあり天
皇の詔ふ由は非也

祝詞略解一之卷終



明治十五年五月三十日出版御届
同 年六月十日發行

著述人

東京府士族
久保季茲
四谷區四谷須賀町
三十二番地

出版人

同
平田胤雄
本所區柳島横川町
十一番地

